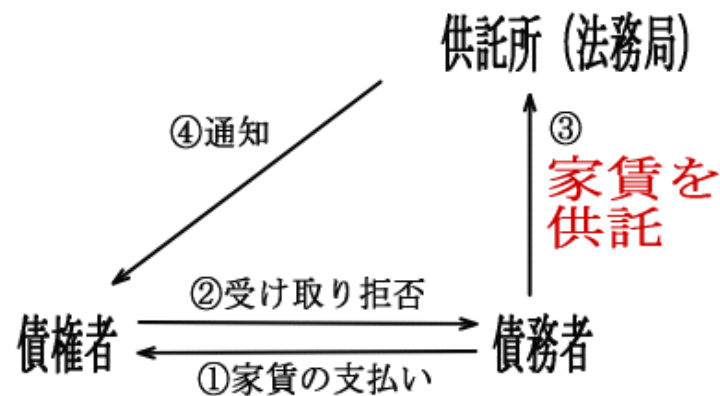


権利関係 民法 弁済

行政書士
宅地建物取引主任者 **森瀬泰豊**

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

債権者でない人に弁済しても原則無効
債権の準占有者に善意無過失で弁済したら有効

弁済の場所 特定物

不特定物

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

第三者弁済 (当事者が反対の意思を示さない限り) 原則有効

(当事者が反対の意思を示さない限り) 利害関係を有しない 第三者も返済できる

(当事者が反対の意思を示しても) 利害関係を有する 第三者は返済できる

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

弁済 のポイント

- ①債権の準占有者への弁済は原則有効
- ②第三者弁済は利害関係があるかないかで答えが変わる
- ③弁済の場所 特定物は債権成立の時にあった場所

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

問 AのBからの借入金、100万円の弁済に関する...

選択肢① Aの兄CはAが反対しても、Bの承諾があれば、Bに返済することができる

選択肢② Aは弁済に当たり、Bに対して領収書を請求し、Bがこれを交付しない時はその交付がなされるまで弁済を拒むことができる。

1993年 問6

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。